

一般公衆浴場構造設備・衛生措置基準調査票

施設名
調査年月日
調査者

年 月 日

(設置)

根 拠		基準内容	有無	備 考
条例	2	新たに設置される浴場の設置の場所が既設の浴場から直線による距離で350メートル以上離れたところでない。		
		ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。		
		工場、事業場等の福利厚生施設である浴場を設置するとき。		
		個室内に入浴設備を設け、又は蒸気もしくは熱気を利用する浴場を設置するとき。		
		常時豊富に浴用に供し得る温泉を利用する浴場を設置するとき。		
		休養もしくはスポーツをするための施設を有する浴場又はこれらの施設に附帯する浴場を設置するとき。		
		構造設備を変更し、同一の営業形態の浴場を設置するとき。		
		既設の浴場を譲り受け、引き続き浴場を設置するとき。		
		土地の状況その他特別の事情があると市長が認めるとき。		

毎時最大浴場利用人員	一日最大平均利用予定人員×2／施設の営業時間		男性 人 女性 人
------------	------------------------	--	--------------

(衛生措置等の基準)

根 拠		施 設	基準内容	適否	備 考		
条例 細則	3-21 2 別表1-11	出入口等	入浴者の衣類、携帯品および履物を入れるための棚又は容器を設備を設けること。				
条例	3-22		入浴者の出入口、脱衣室および浴室は、男女用に区別し、相互に見通すことができないようにすること。		※特例あり		
条例	3-23		脱衣室および浴室は、浴場の外部から見通すことができないようにすること。				
細則	2 別表1-7	脱衣室	脱衣室の床面積は、入浴者数に応じた適当な広さであること。				
要領	Ⅱ-1-3-2		脱衣室の床面積（洗濯機、乾燥機、自動販売機等の面積を除く）は、男女それぞれの入浴者数に応じ、次により算出される面積以上であることが望ましい。		男性	m ²	
			毎時最大浴場利用人員×20/60×1.1m ² ×1.5以上 (小数点以下第2位を四捨五入)		女性	m ²	
					合計	m ²	
条例 細則	3-8 2 別表1-2	浴槽	浴槽には、耐水性の材料を用い、汚水が流入しないよう必要な措置を講ずること。				
細則	2 別表1-1		浴槽の床面積は、入浴者数に応じた適正な広さであること。				
要領	Ⅱ-1-4-9		浴槽内面積の合計は、男女それぞれの入浴者数に応じ、次により算出される面積以上であることが望ましい。		男性	m ²	
		毎時最大浴場利用人員×10/60×0.7m ² ×1.2以上 (小数点以下第2位を四捨五入)		女性	m ²		
					合計	m ²	

(衛生措置等の基準)

根 拠		施 設	基準内容	適否	備 考	
条例 細則	3-5 2 別表1-5	洗い場	浴室には、上がり用湯栓および上がり用水栓又は湯および水の出るシャワーを設け、湯および水を十分に供給できる設備を有すること。			
細則	2 別表1-3		洗い場の床面積は、入浴者数に応じた適正な広さであること。			
要領	Ⅱ-1-4-5		洗い場の面積は、男女それぞれの柔よく者数に応じ、次により算出される面積以上であることが望ましい。 毎時最大浴場利用人員×20/60×1.1㎡×1.5以上 (小数点以下第2位を四捨五入)		男性 女性 合計	㎡ ㎡ ㎡
要領	Ⅱ-1-4-6		洗い場には、入浴者数に応じた十分な数の給水(湯)栓、洗い桶および腰掛を備えること。なお、給水(湯)栓は、男女それぞれの入浴者数に応じ、次により算出される数(組)以上であることが望ましい。 毎時最大浴場利用人員×20/60以上 (小数点以下第2位を四捨五入)		男性 女性 合計	個 個 個
条例 細則	3-2 2 別表1-6	浴室全体	浴室には、湯気抜きのための設備を有すること。			
条例 細則	3-7 2 別表1-4		浴室の床には、耐水性の材料を用い、汚水が停滞しないよう適当な勾配を設けること。			
条例	3-10		空気を利用して浴槽内の湯又は水に気泡を発生させる設備(以下「気泡発生設備」という。)、シャワー設備その他空気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備には、連日使用型循環浴槽内の湯又は水を使用しないこと。			
条例	3-11		気泡発生設備の空気取入口から土ほこりが入らないようにすること。			
条例	3-12		循環ろ過設備の循環経路に、毛髪その他これに類するものを除去する設備(以下「集毛器」という。)を設けること。			
条例 細則	3-1 2 別表1-8	換気・照明	脱衣室および浴室には、換気および採光のための適当な窓その他の開口部を設け、又はこれに代わる設備を有すること。			
条例 細則	3-3 2 別表1-9		脱衣室および浴室の照明は、白色とし、床面の照度を30ルクス以上とすること。			
条例 細則	3-13 2 別表1-10	便所	男女用に区別した入浴者用の便所を設け、その手洗設備には、消毒液、石けんその他これに類するものを常備すること。			
条例	3-6	水質基準	供給する湯および水の水質は、細則で定める基準に適合するものであること。			
条例	3-4	維持管理	浴槽には、適温の湯を満たしておくこと。			
条例	3-9		浴槽内の湯又は水は、毎日(浴槽内の湯又は水を循環させ、ろ過する設備(以下「循環ろ過設備」という。))を利用して当該湯又は水を、24時間以上にわたり、全て取り替えることなく使用する方式の浴槽(以下「連日使用型循環浴槽」という。)内の湯又は水にあつては、1週間に1回以上)取り替え、特に汚染したときはその都度取り替えること。		※特例あり	
条例	3-14		循環ろ過設備は、1週間に1回以上清掃し、および消毒すること。			
条例	3-15		集毛器は、毎日清掃し、および消毒すること。			
条例	3-16		水位計配管は、1週間に1回以上清掃し、および消毒すること。			

(衛生措置等の基準)

根 拠	施 設	基準内容	適否	備 考
条例	3-17	維持管理	脱衣室、浴室、便所、浴槽、洗いおけ、腰掛けその他入浴者が利用する設備は、毎日清掃するとともに、1月に1回以上消毒し、常に清潔を保つこと。	
条例	3-18		連日使用型循環浴槽は、1週間に1回以上清掃し、および消毒すること。	
条例	3-19		シャワー設備は、6月に1回以上点検するとともに、1年に1回以上洗浄し、および消毒すること。	
条例	3-20		ろ過器および消毒装置は、浴槽に湯又は水があるときは、常に作動させること。	
条例	3-24		7歳以上の男女を混浴させないこと。	

上記に記載のない事項については、公衆浴場における衛生等管理要領（厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）によるものとする。

法 公衆浴場法

規則 公衆浴場法施行規則

条例 秋田市公衆浴場法施行条例

細則 秋田市公衆浴場法施行細則

特例 秋田市公衆浴場法施行条例に基づく衛生措置等の基準の特例

要領 公衆浴場における衛生等管理要領

○秋田市公衆浴場法施行条例に基づく衛生措置等の基準の特例

(条例第3条第9号に規定する基準に関する特例)

第2条 条例第2条第3号に規定する「常時豊富に浴用に供し得る温泉を利用する浴場を設置するとき。」により設置している非循環型で気泡発生設備等を用いない浴場において、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第3条第9号に適合しているものとみなす。

- (1) 浴槽において、常時新たな浴槽水の供給により上部から溢水させるとともに、浴槽の底層水を常時排水するなど、浴槽水を滞留させない構造をもち、1日当たりの浴槽水供給量が浴槽容量を十分に超えている場合。
ただし、1週間に1回以上は完全換水による清掃消毒を行うこと。
- (2) 地底、岩盤からの湧出による温泉を自然地形等の利用により使用する浴場で、完全換水することが困難な場合。
ただし、常時溢水等により清浄を保つこと。
- (3) その他、施設形態、地形的状況等の特性により、これにより難しい場合であって、衛生上特に支障がないと認められる場合

(条例第3条第22号および第24号に規定する基準に関する特例)

第3条 浴場業を営む者は、次の各号の場合においては、条例第3条第22号中出入口および浴室に関する基準並びに第24号に規定する基準によらないことができる。

- (1) 家族風呂（家族が借り切りで利用する形態の公衆浴場をいう。）において入浴させる場合
- (2) 一の浴室に入浴に介助を必要とする者およびその者を介助する者のみを入浴させる場合
- (3) 水着等を着用の上入浴させる場合

○水質基準

	浴槽内の湯又は水	浴槽水以外の湯又は水
色度		5度以下
濁度	5度以下	2度以下
水素イオン濃度		5.8以上8.6以下
全有機炭素の量	8mg/L	3mg/L
又は	又は	又は
過マンガン酸カリウム消費量	25mg/L	10mg/L
大腸菌	1個/mL以下	検出されないこと
レジオネラ属菌	10CFU/100mL未満	10CFU/100mL未満